令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5							府 省	庁 名	国土交通省	
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他()	
要望 項目名		船舶産業の競争基盤整備のための特例措置の創設									
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 我が国の安定的な海上輸送の確保のため、高品質・高性能な船舶を供給する体制整備を図るため、船舶産 業事業者の事業再編等の競争基盤整備を促進する新たな認定制度に基づく計画の認定を受けた事業者が、認 定計画に従って行う事業再編・生産性向上等の事業について、固定資産税の軽減の措置を創設する。									
	7	į		に基づき再編		そ行う船舶産業 引1/2とする			列上等に資す	する設備投資に係る固	国定資
関係	条文										
減 見〕	収 2額	_	初年度] 改正増減	—(拟額] —	—)	[平年度] ▲57	1 (—)	(単位:百万円)	
要望	理由	産:	業の国際	済と雇用を支						圣済活動の基盤である 目的としている。	5船舶
		我 我か	ぱが国への が国造船	の輸入の 99.6	国民生活	と経済活動を対				輸送手段である。 そ 定的な供給を担うこ	
		船個	この厳しい	ハ状況が続い	ており、		は新規受注を獲	賃得できて し	いない。加	沿市場は供給過剰によ えて、コロナ禍による	
		性쉵	とな船舶(の開発を促進	するとと	もに、国内外の	新造船建造需	要を取り	込めるよう。	業の強みである高品質 、舶用工業を含む船舶 要不可欠である。	
		する	5設備投資		観点から					に基づき、生産性向」 D課税標準を5年間 1	
		Γ	経済財政	運営と改革の	基本方針:	2020(令和2年	7月17日閣諱	決定)」			
		•				ンの強靱化の観 海事産業の競争				定供給の確保や、企業	業間連
		Γ <i>j</i> ●	海運業。	と造船業がと	もに成長で	令和2年7月 1 ごきる環境整備(速やかに実施す	こ向けて、企業	='	と資の促進に	必要な方策を制度改正	Eも含
対応	望に する 域案	_									

	政策体系におけ る政策目的の位	政策目標: 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
	置付け	施策目標:36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
		業績目標:129 船舶建造量の世界シェア
合理性	政策の 達成目標 	社会の輸送ニーズに応えた高性能・高品質な船舶の安定的な供給の確保、生産性向上、船舶建造量の世界シェア 30%に向け、船舶産業事業者の事業再編の競争基盤整備を図る新たな制度に基づき、我が国造船業の事業再編を促進する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	5年間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)
	同上の期間中 の達成目標	社会の輸送ニーズに応えた高性能・高品質な船舶の安定的な供給の確保、生産性向上、船舶建造量の世界シェア 30%に向け、船舶産業事業者の事業再編の競争基盤整備を図る新たな制度に基づき、我が国造船業の事業再編を促進する。
	政策目標の 達成状況	1996 年~2000 年における我が国造船所から我が国海運事業者に建造したコンテナ船の割合は23%であったが、2014 年~2018 年における我が国造船所から我が国海運事業者に建造したコンテナ船の割合は89%となり、国内海運事業者への建造割合が上昇。一方で、我が国海運事業者から我が国船舶産業事業者へのコンテナ船の発注割合は、1996 年~2000 年に62%であったが、2014 年~2018 年に46%に低下している。なお、令和元年度の船舶建造量の世界シェアは24%である。
有	要望の措置の 適用見込み	4件(令和3年度)
· 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	事業再編・生産性向上等の事業を行う造船・舶用工業事業者に対して税制措置を講じることで、 我が国造船業が建造する高性能・高品質な船舶を我が国海運業に対し安定的に供給する基盤の 整備が促進されるため、政策目標が達成される。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	技術のトップランナーを中核とした海事産業の集約化・連携強化(5.5億円、令和3年度予算要求額) 船舶産業におけるサプライチェーンの最適化(5.0億円、令和3年度予算要求額)
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記予算上の措置については、船舶産業事業者の事業再編等の競争基盤整備を促進する新たな制度に基づき、自動運航船等の技術開発補助や事業者が行う事業再編に係る実証及び計画策定支援を行う予算である。 一方で、本特例は、事業再編を図る船舶産業事業者に税制上のインセンティブを与え、事業再編促進を図るものである。
	要望の措置の 妥当性	事業再編・生産性向上等の事業を行う船舶産業事業者に対して税制措置を講じることで、我が国造船業が建造する高性能・高品質な船舶を我が国海運業に対し安定的に供給する基盤の整備が促進される。我が国造船業の状況が厳しくなり、我が国への海上輸送を担う船舶が安定的に供給されない場合、物流を支える船舶の必要数が確保できない状態に陥るおそれもある。このような状態を避けるためにも、我が国造船業の事業再編及び生産性向上を通した競争基盤強化が必要不可欠であるが、生産性向上に資する設備投資が毎年経営に与える負担が大きく、大規模な設備投資に踏み切れない状況。そこで我が国造船業の事業再編を促進し、生産性向上に資する設備投資を強力に推進する観点から、固定資産税の軽減は必要な措置である。
	ページ	5—2

	治負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
月	党負担軽減措置等の過 引による効果(手段と いての有効性)	
ı	前回要望時の 達成目標	
适	1回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理	! —
ij	これまでの要望経緯	_
	ページ	5—3